

2023年1月10日

各位

株式会社オウケイウェイヴ
代表取締役 杉浦元
(コード番号: 3808 名証ネクスト)
問い合わせ先 経営管理部
電話番号 03-6823-4306

株式会社スーツによる当社に対する訴訟の提起に関するお知らせ

当社は、2023年1月6日に下記のとおり訴訟を提起する旨の訴状を受け取りましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 当該訴訟が提起された裁判所および年月日

- | | |
|---------------|-------------|
| (1) 提起された裁判所 | 東京地方裁判所 |
| (2) 提起された日 | 2022年12月15日 |
| (3) 当社への訴状送達日 | 2023年1月6日 |

2. 提訴されるに至った経緯

当社では、前経営陣によって、取締役会の承認を得ることなく、株式会社スーツ（以下、「スーツ」という）との間で、2022年5月25日より同年8月31日までを契約期間とする、「危機管理にかかるアドバイザー契約書」（以下、「本件契約」という）が締結されておりました。本件契約は、タイムチャージにより請求されており、その請求金額は、2022年6月1日から、同年8月24日までの合計で、21,321,680円に及んでおります。前経営陣は、2022年8月23日に、確約書という名称で、スーツからの請求について支払いを約束する書面を、取締役会の決議を得ることなくスーツに提出しており、その請求額の内、10,387,660円が、前経営陣によってすでに支払われました（内、確約書に基づき、3,000,000円が2022年8月24日に支払われております）。これらはいずれも前経営陣の独断によるものですので、その支払いの適切性について会社として確認が必要と考えている中で、残金10,934,020円の支払いを求められておりました。当社としましては、新経営陣に交代し、当時の前経営陣とスーツとのやりとりが判然としない中で、残金の支払いを行うためには、相応の確認作業が必要であると考え、請求の前提となる時間ベースの活動記録等、役務提供内容の詳細について、スーツに対して、説明を求めてまいりました。しかし、その説明がほぼなされることはなく、スーツより、2022年10月13日に残金10,934,020円を対象とする仮差押えがなされました。当社としましては、すでに2023年6月期第1四半期決算において、残金全額の未払計上を行い、費用認識をしており、活動状況の確認がとれば、支払の意思があることを、スーツに対し再三お伝えしてまいりました。しかしながら今般、2022年12月15日に、残金の支払いを求める訴訟が提起され、現在にいたっております。

3. 当該訴訟を起こした者
株式会社スーツ
代表取締役 小松 裕介

4. 請求の要旨

- (1) 金 10,934,020 円およびこれに対する 2022 年 9 月 1 日から支払が終わるまで、年 3 分の割合の利息支払いを要求する
- (2) 訴訟費用は被告の負担とする

5. 今後の見通し

当社としましては、繰り返しになりますが、請求の根拠となる活動記録等によって、役務提供の完了が確認できれば、支払いに応じると申し上げております。また、すでに、請求残金の 10,934,020 円については、2023 年 6 月期第 1 四半期決算で費用認識しているため、当社の業績に与える影響は現段階ではないものと判断しておりますが、今後、裁判の進捗に伴い、開示すべき事項が発生した場合は速やかにお知らせいたします。

以 上